

— 一 般 質 問 (令和8年第3回中間市議会定例会)

令和8年6月18日

NO. 3

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
森 上 晋 平	<p>(1) 生成A I活用を前提とした減税財源の創出試算とフルデ ィスクローズの決意について</p> <p>国がA Iを社会の供給力強化の主軸に据える中、本市 において単なる試行期間や局所的な導入に留まらず、A I代 替による人員・業務のスリム化を織り込んだ「中長期的な ロードマップおよび定員管理計画」を策定し、A I活用を 前提とした予算編成へ移行する経営姿勢があるか、その定 量的スケジュールを伺います。</p> <p>併せて、市民への説明責任の基礎でありながら6年以上 放置されている行政評価及び事務事業評価の更新停止を即 座に解消し、今年度中に事務事業評価の完全公開へ踏み切 る明確な期日と決意について市長の答弁を伺います。</p> <p>(2) 「特定モデル事業」での住民参加型レビューの試験導入に ついて</p> <p>A Iの客観データと住民の声を掛け合わせ、既得権益化 した事業を廃止・統合する手法の有効性について、全庁一 斉の導入ではなく、リスクを限定し、例えば市民からのニ ーズが高く効果が見えやすい窓口業務や、あるいは聖域化 しやすい特定の事務事業など、対象を限定した特定のモデ ル事業において、今年度中に試験導入するという決断がで きるか否か、二者択一での明確な答弁を伺います。</p> <p>(3) 地方自治法第2条第14項に基づく「予算要求へのA I 客観分析」義務化について</p> <p>先行自治体である品川区等では、すでに令和6年時点で 区民アンケートのA I分析に基づく予算編成を行い、本年 2月からは政策立案・予算編成・行政評価に特化したA I 実証実験の第2ステージに突入しています。国が示すガイ ドラインへの準拠やL G W A N環境の活用により、セキュ リティや個人情報漏洩のリスクは既に技術的に克服可能で す。未だに着手できない実務上の具体的かつ客観的な根拠 があるならば、明確にお示しください。</p> <p>(4) 既存企業も含めた市民税・法人市民税10%減税による 都市経営戦略について</p> <p>ア. 創出財源を福祉・教育・インフレ対策といった行政サー ビス向上名目で役所の財布に戻すのではなく、現住市民 の可処分所得を直接ふやす「市民税10%減税」を最優 先で即時断行する市長の政治決断を伺います。なお、こ れは行政サービスを削る減税ではなく、A I活用による 運営合理化の果実を還元するものであるため、「市民サー ビスが低下する」という定番の批判は当たらないと考 えるが、併せて所見を伺います。</p> <p>イ. 特定の新規進出企業のみを対象とする既存の企業誘致 条例は、限定的な補助金政策に過ぎず、長年本市を支え てきた地元の既存企業に恩恵が届きません。既存企業を も含む一律の「法人市民税の抜本減税(10%超)」を断</p>	市 長 担当部課長